改定率改定政令第六条第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	平成九年経過措置政令第二十三条第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において
	附則第二十一条第一項及び第二項	附則第十二条第一項
改定率改定政令第六条第二項	附則別表第一定めるとおり	附則別表定めるとおりは、一・二二）
改定率改定政令別表第一第一号	被保険者	旧適用法人共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）の組合員
改定率改定政令別表第一第二号から第十九号まで	被保険者	旧適用法人共済組合の組合員

第二十六条第二項中「厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。第三十五条第二項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令」に、「前項において」を「前項の規定により」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、在職支給停止に関する規定を適用する場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条（同条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の項、改正後厚生年金保険法第四十六条第五項の項及び改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項の項から改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項の項までに係る部分に限る。）及び第四十九条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項（同項の表以外の部分に限る。）	国家公務員共済組合の組合員である
	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する指定法人又は同法第百十一条第一項の六第一項に規定する適用法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前から引き続き旧適用法人等の使用される厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等を除く。以下この条において「旧

		第一項の表第一項の項	第二項
国家公務員共済組合の組合員となった	第二号厚生年金被保険者	該当する	国家公務員共済組合の組合員である
第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用されるもの（以下「旧適用法人等」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前から引き続き旧適用法人等の使用される厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等を除く。）に限る。）であって、同日以前の日から引き続き旧適用法人等の使用される者（七十歳以上の使用される者に限る。）となった	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第七号に規定する指定法人又は同法第百十一条第一項の六第一項に規定する適用法人の事業所又は事務所のうち第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等を除く。）に限る。）	該当する者	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）若しくは厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である
第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に規定する七十歳以上の使用される者に限る。）若しくは同法第二十七条に規定する七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）となった			